神楽坂通り商店会「いのちを守る STAY HOME 週間」の自主休業について

## 【はじめに】

・新型コロナウィルスの蔓延に伴い政府は、本年4月7日に7都府県を対象に「緊急事態 官言」を発令しました。

更に4月17日には、新型コロナウィルスの蔓延拡大に伴い「緊急事態宣言」の対象を全 国48都道府県に広げました。

- ・同じ4月17日、東京都は「東京都緊急事態措置に関する情報」として「対象施設一覧」 を発表しました。
  - 同一覧では対象施設を下記の様に3つのグループに大別しています。
    - ① 基本的に休止を要請する施設
    - ② 施設の種類によっては休業を養成する施設
    - ③ 社会生活を維持する上で必要な施設
- ・神楽坂通り商店会を構成する店舗の殆どは「③ 社会生活を維持する上で必要な施設」 に属しており「規制の対象外」となっております。

## 【本 文】

- ・東京都は4月24日(金)、GW期間を 「 いのちを守る STAY HOME 週間 — STAY HOME, SAVE LIVES 」
  - と位置付け、本年4月25日(土)~5月6日(水)の間、 新型コロナウィルスの感染拡大をくい止め、あなたの命を、家族を、大切な人を、 そして社会を守るために「外出の自粛」を呼び掛けております。
- ・当商店会と致しましても、東京都の対応に呼応して「STAY HOME週間」に加盟店に対して「自主休業へのご協力」をお願い致しました。
- ・一日も早く新型コロナウィルスの蔓延が収束し、「伝統と現代がふれあう粋な街ー神楽 坂」が復活出来ます様、神楽坂通り商店会一同、この試練を乗り越えて行きたいと考え て居ります。

神楽坂を愛して下さる多くの皆様のご健勝をお祈り致しますと共に、しばらくの間、多くの皆様にご不便をお掛け致します事、ご理解頂ければ幸いで御座います。